

国の動向について

1 「こども家庭庁」の設立

令和5年4月1日に、こどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目的とし、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設立されました。

<「こども家庭庁」の目的>

こども家庭庁設置法 概要資料より（内閣府）

◆趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

2 「こども基本法」の施行

令和5年4月1日にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

<「こども基本法」の目的>

こども基本法 第1条より

◆この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

<「こども」の定義と「こども施策」について>

こども基本法 第2条より

◆この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

◆この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

3 「こども大綱」と「こども計画」

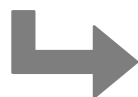
(1) 「こども大綱」について

「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進するために、国は「こども大綱」を定めるよう義務付けています。

<「こども大綱」について>

こども基本法 第9条より

- ◆こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（「こども大綱」）を定めなければならない。
- ◆こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - (1) 少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」
 - (2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」
 - (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」



国は、既存3大綱を一体化し、「こども大綱」を定める。
※令和5年12月22日閣議決定

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

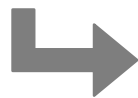
<「こどもまんなか社会」について>

こども大綱より

- ◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

⇒「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。



「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関して
6本の柱を基本的な方針としている。



こども家庭庁ホームページより

(2) 「市町村こども計画」について

市町村は、国が策定する「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされました。

こども計画は、既存の各法令に基づく関連計画と一体のものとして策定することができます。

<都道府県・市町村による「こども計画」の策定について>

こども基本法 第10条より

- ◆都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を定めるよう努める。
- ◆市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。
- ◆「こども計画」は、国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる。

<関連計画について>

こども基本法説明資料より

- ◆都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。
 - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画



こども家庭庁ホームページより

(3) こども計画の策定について

令和6年5月24日に、こども家庭庁により「自治体こども計画策定のためのガイドライン」が取りまとめられました。

「こども大綱」に基づく「こども施策」の推進にあたり、「こどものライフステージ」に沿った取組を進めていくことが重視されており、こども計画の策定にあたっては「こども」を主体とし、「ライフステージ別」の目標や施策を位置づけていくことが必要であると考えられます。

＜こども施策に関する重要事項「ライフステージを通した重要事項」に書かれている内容＞

自治体こども計画策定のためのガイドライン P8より

◆こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、全てのライフステージに共通する事項として以下の施策に取り組むこととされています。

- ✓ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)
- ✓ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 - ・こどもまんなかまちづくり
 - ・こども・若者が活躍できる機会づくり
 - ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- ✓ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
 - ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- ✓ こどもの貧困対策
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- ✓ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
 - ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - ・児童虐待防止対策等の更なる強化
 - ・社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ・ヤングケアラーへの支援
- ✓ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - ・こども・若者の自殺対策
 - ・こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
 - ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
 - ・非行防止と自立支援

<こども施策に関する重要事項「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容>

自治体こども計画策定のためのガイドライン P9より

◆施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こども大綱では、ライフステージ別の重要事項として以下の施策に取り組むこととされています。

- ✓ こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ✓ 学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・こども・若者の視点に立った居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- ✓ 青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

また、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」では、「**子育て当事者への支援**」という視点も重視されており、「こどものライフステージ」とは別の軸で施策を位置づけていく必要があると考えられます。

＜こども施策に関する重要事項「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容＞

自治体こども計画策定のためのガイドライン P10より

◆子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。こども大綱では、子育て当事者への支援として以下の施策に取り組むこととされています。

- ✓ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - ・ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
 - ・ 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）
 - ・ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充
- ✓ 地域子育て支援、家庭教育支援
 - ・ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供
 - ・ 体罰によらない子育てに関する啓発
 - ・ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進
 - ・ 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
- ✓ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ・ 育児休業制度の強化
 - ・ 長時間労働の是正や働き方改革の促進
 - ・ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施
 - ・ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
- ✓ ひとり親家庭への支援
 - ・ 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
 - ・ こどもに届く生活・学習支援の推進
 - ・ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
 - ・ 安全・安心な親子の交流の推進
 - ・ 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」では、子ども施策の推進にあたって「**こども・若者の社会参画・意見反映**」が必要であるとしており、こども・若者の意見聴取や政策決定過程への参画等に向けた施策も必要になると考えられます。

＜こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」に書かれている内容＞

自治体子ども計画策定のためのガイドライン P11より

◆こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義があります。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要です。

- ✓ 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- ✓ 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供等）
- ✓ 社会参画や意見表明の機会の充実
- ✓ 多様な声を施策に反映させる工夫
- ✓ 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ✓ 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- ✓ こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

「自治体こども計画策定のためのガイドライン」では、こども施策の推進にあたって「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」についての記載があります。

＜こども施策を推進するために必要な事項「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」に書かれている内容＞

自治体こども計画策定のためのガイドライン P12より

- ✓ 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- ✓ こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ✓ 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- ✓ 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- ✓ こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- ✓ 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等）
- ✓ 数値目標と指標の設定
- ✓ 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ✓ 国際的な連携・協力
- ✓ 安定的な財源の確保
- ✓ こども基本法附則第2条に基づく検討

以上のようなこども大綱に示される内容を勘案して各自治体の施策や社会資源を踏まえて、地域の実情に合った自治体こども計画を策定することが重要であるとしています。